

TOPICS

医療的ケアが必要な子供と家族が、安心して心地良く暮らすために

厚生労働省では、地域で医療的ケアが必要な子供と家族を支える取組について、報告書を取りまとめた（2018年12月）。

本報告書では、身体に気管切開部がある、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を送る上で医療的なケアを必要とする子供とケアを担う家族を支える障害福祉サービス等を実施する3つの法人（茨城県古河市にある一般社団法人Burano、千葉県白井市にある社会福祉法人フラット、熊本県合志市にある認定特定非営利活動法人NEXTEP）のサービス内容、子供と家族がサービスを利用して生活する事例、家族の小児看護師のインタビューを掲載している。

医療的ケア児は、日常生活を送る上で医療的なケアと医療機器を必要とする子供であるが、医療機器をつけているため、同年代の友達との交流や社会とのつながりが制限されてしまう場合がある。

本報告書で掲載している3つの法人は、医療的ケア児を地域で受け入れ

- ・ 自宅と学校以外で遊び、活動する場
- ・ 自宅で過ごすための支援
- ・ サービス等を利用するための手続き
- ・ 医療的ケア児の親が就業する仕組み

を提供しており、地域の拠点としての役割を担っている。

医療的ケア児とその家族への支援は、医療、福祉、教育等幅広く、各分野のサービス調整のコーディネートを行う人材や必要なサービスを提供できる事業所等が未だ十分とは言えない現状である。厚生労働省としては、本報告書を地方自治体等に周知するとともに、地域で医療的ケア児等とその家族が安心して暮らせるよう体制の整備を進めていく。

（参考）<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-2018.12.19.html>

医療的ケア児の現状

【医療的ケア児とは】

- 生きる上で医療的なケアと医療機器を必要としながら日常生活を送る子ども
- NICU(新生児集中治療室)から退院後の生活場所として、自宅または医療型障害児入所施設などの重症心身障害児施設で過ごすことが多い
- 対象児童数は約1.8万人(2016年)と推計され、10年間で約2倍となっている

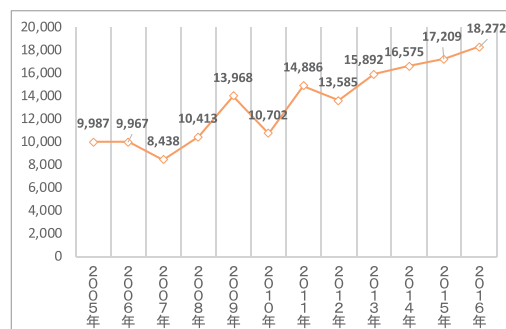
【支援体制の課題】

- 日中を過ごす通いの場が不足
- 家族が24時間看護を担い心身が疲労
- 医療的ケアの対応体制(看護師・教職員)が不足

【医療的なケアを必要とする状態】

- ・ 身体に気管切開部がある
- ・ 痰の吸引が欠かせない
- ・ 人工呼吸器を装着している
- ・ 在宅酸素療法を受けている
- ・ 胃や腸などから経管栄養を受けている など

【医療的ケア児数】



平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)報告」

医療的ケア児が利用できるサービス例

- 施設で療育、活動を行う障害児通所支援
 - ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス 等
- 訪問看護師やヘルパーが自宅に来る訪問支援
 - ・ 居宅介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問診療 等
- 障害福祉等のサービス利用等を計画する相談支援
 - ・ 計画相談支援 ・ 障害児相談支援

家族への支援例

- 家族の病気、用務の時
 - 子どもを施設に数日間預ける短期入所
- 家族の社会的孤立を防ぐ就業の機会
 - クラウドソーシング

上記のサービス等を実施している3法人と自治体の取組を調査

調査先の概要

一般社団法人 Burano(ブラーノ)〔茨城県古河市〕
 社会福祉法人 フラット〔千葉県白井市〕
 認定NPO法人 NEXTEP(ネクステップ)〔熊本県合志市〕

利用事例、ケア児の親・
小児看護師の
インタビューを掲載

調査の結果

1. 障害児通所支援(3法人)

―自宅と学校以外で遊び、活動する場―

【内容】

- ・ 同年代の友達との交流
- ・ 療育を取り入れたリハビリ

【特徴】

- ・ 医療的ケアに対応できる看護師を常勤雇用
- ・ 看護師が同行し、子どもが積極的に外出
- ・ 友達、職員とのふれあいを丁寧にサポート

＜保護者の声＞
 ・ 子どもの世界
 が広がった
 ・ 利用日は目が
 輝いている



【児童発達支援、放課後等デイサービスの活動】

2. 訪問支援(ネクステップ)

―自宅で過ごすための支援―

【内容】

- ・ 居宅介護-入浴介助、通院の付添など
- ・ 訪問看護-医療機器の管理、保清ケア、リハビリ指導、日常生活の相談など

【特徴】

- ・ ケア児ときょうだい児の身支度をサポート
- ・ 24時間のオンコール体制で日常を支える



【訪問支援のケア、活動の様子】

3. 相談支援(フラット・ネクステップ)

―サービス等を利用するための手続き―

【内容】

- ・ ケア児と家族のニーズに応じて障害福祉と医療を踏まえた利用計画を策定

【特徴】

- ・ 訪問看護師が計画策定(ネクステップ)
- ・ 保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士がアセスメント(フラット)



【重症心身障害者(18歳以上)の事例を紹介】

4. クラウドソーシング(ブラーノ)

―医療的ケア児の親が就業する仕組み―

【内容】

- ・ PCで受注実施する登録・歩合制の業務

【特徴】

- ・ 医療的ケア児の親たちが時間と場所の制約を受けずに仕事ができる
- ・ 子どもを通所支援施設(1階)に預け、親が作業スペース(2階)で働く



【2階ではきょうだい児が遊ぶ】

TOPICS

難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、難聴児に対する早期支援の取組の促進は極めて重要であり、その一層の推進が求められている。また、難聴児に対する早期療育の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して、支援を行う必要性が指摘されている。

こうした課題を踏まえ、各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関の連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族への支援につなげるための方策について検討するため、2019年3月に厚生労働省、文部科学省の両省において「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げた。

本プロジェクトでは、保健・医療・福祉・教育それぞれの分野で難聴児支援に携わる関係団体や地方公共団体などから現状の課題や取組についてヒアリングを実施した。

その中で、難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていないことや、難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部局や医療機関等の関係機関において行われているが、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られることなどがわかった。

このような議論を踏まえ、2019年6月、本プロジェクトの報告書を取りまとめ、今後の保健、医療、福祉及び教育の連携の促進に向け、厚生労働省、文部科学省が連携して取り組む事項等を掲げた。



第1回難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合

具体的には、以下の事項等を盛り込んだ。

- ・各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進
- ・都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の推進
- ・各都道府県における難聴児支援のための中核機能の整備、難聴児に対する訪問型支援の強化、特別支援学校における早期支援の充実など、難聴児への療育の充実

難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告
【 2019年6月7日 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ 】

難聴児支援に関する課題と今後取り組むべき方向性

- 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない
- 難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られる

↓

難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備する

具体的な取組

- 1 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進**
 - ・ 都道府県ごとに精密検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成
 - ・ 各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成。国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成。
- 2 地方公共団体における新生児聴覚検査の推進**
 - ・ 都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の実施率向上に向けた取組を推進
- 3 難聴児への療育の充実**
 - ・ 既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用を含め、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。併せて、同機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討。
 - ・ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
 - ・ 乳幼児教育相談の拡充など特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実

今後、保健・医療・福祉・教育の関係機関が相互に連携し、一体となって難聴児への切れ目のない支援を行うための体制を全国各地で構築するべく、厚生労働省及び文部科学省は、両省間の連携を緊密に図り、支援方策を実現していく。



難聴児・者支援に関わる関係団体から意見を聴く根本匠厚生労働大臣（当時）

病気療養児に対する遠隔教育の取組について

医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために学校への通学が困難な者への対応など、病院や自宅等で療養中の病気療養児を取り巻く環境は、近年大きく変化している。こうした状況のもと、病気療養児の教育機会を確保するとともに学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を進めている。

小・中学校段階については、2018年9月に通知を発出し、受信側において児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せず、同時双方向型の授業配信（※1）を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとした。

高等学校段階については、2015年4月、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の改正等により、一定の要件の下に行われる遠隔教育に加え、通信制課程に準じた特別の教育課程を編成すること（面接指導時間の減免のための遠隔教育・オンデマンド型（※2）の授業を含む）により単位認定をすることができる特例制度の創設等を行っている。このうち、メディアを利用して行う授業については、2019年11月に通知を発出し、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、同時双方向型の授業配信を行う場合、受信側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととした。なお、その場合においても、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすることとしている。

また、文部科学省では、2016年度から2018年度までは「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を実施し、2019年度からは「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」を実施しており、在籍校・病院・教育委員会等の関係機関が連携して病気療養児を支援する体制の構築方法に関する調査研究を実施している。

引き続きこうした取組を通じて、病気療養児に対する教育の充実を図っていく。

※1 インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行うものをいう。

※2 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講するものをいう。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（通知）

平成27年4月、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（同時双方向型（※1））を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ。

- 74単位のうち、36単位を上限
- ※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側の教員は、受信側の高等学校等の身分を有し、当該教科の免許保有者
- ※受信側は、原則として当該高等学校等の教員（当該教科の免許保有者以外でも可）を配置

令和元年6月に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を受け、**高等学校段階の病気療養中の生徒に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合に係る留意事項（※2）を補足し、**受信側の教員の配置に関する要件を緩和**。

通知概要（令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知）

病室等において、**疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合には、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととした**。

【受信側に当該高等学校等の教員を配置しない場合】

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること**。
- ◆ **配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること**。

受信側



【受信側】
当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

【受信側の体制例】
保護者、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等

配信側

【配信側】
配信側の教員は、担当教科の免許保有者かつ受信側高校に属する教員

（※1）同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式
（※2）平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記第3留意事項の第1の2 及び平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）

3. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、2019年5月1日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所者の割合が約60.6%に達する一方で、就職者の割合は約32.3%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるように配慮することなど、適切な対応を求めている。

2016年度には「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行い、その結果を2017年3月に「第二次まとめ」として取りまとめ、関係者の理解促進や取組の充実を促している。大学等に在籍する障害のある学生数は年々増加をしており、各校における体制整備等も進んできているところ、現場に個別に蓄積されてきた知見や支援手法等を共有することにより支援の一層の充実を図るため、大学等の関係機関の連携ネットワークの構築を推進している。また、独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等における障害のある学生支援への充実に資するよう、全国の大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の作成、理解・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などの取組を行っている。

大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字（大学入試センター試験においては、障害のある入学志願者によりきめ細やかに配慮する観点から、拡大文字問題冊子について、14ポイント版に加え、22ポイント版も作成）による出題、筆跡を触って確認できるレーズライター（ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具）による解答、文字解答・チェック解答（専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式）、パソコンの利用、試験時間の延長、代筆解答等の受験上の配慮を実施している。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学は、障害を補償した教育を通じて、①幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人、率先し

て社会に貢献できる人材の育成、②障害教育カリキュラム及び障害補償システムの開発研究等を行っている。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

(4) 生涯を通じた学びの支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。2018年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び同年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」においても、障害のある人の生涯学習の推進について明記された。

両計画に記載したとおり、文部科学省では、2018年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、生涯学習分野における合理的配慮の在り方に関する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしている。これらに加え、2019年度からは新たに、上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国6ブロックにおいて開催した。

また、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し、その功績をたたえる文部科学大臣表彰として、64件の対象者を決定し、2019年12月には表彰式と事例発表会を開催した。さらに、同年9月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校2019～障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で渋谷区にて開催した。

その他、2019年3月にとりまとめた「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」報告を踏まえ、2019年7月に「障害者の生涯学習の推進方策について（通知）」を関係機関へ発出し、国や地方公共団体、学校、民間団体等の各主体が障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組について具体的に示した。